

福井市国土強靱化地域計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく、福井市国土強靱化地域計画（以下、「国土強靱化地域計画」という。）の検討に当たり、福井市国土強靱化地域計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国土強靱化地域計画の内容の検討に関すること。
- (2) その他、国土強靱化地域計画の内容の検討に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、市長が指名する者とする。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が参集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(オブザーバー)

第7条 委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(代理出席)

第8条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関連のある者を代理人として出席させることができ、代理者は委員とみなすものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月13日から施行する。

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。